

### 大規模小売店舗の廃止について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による廃止の届出の概要を次のとおり公表する。

令和8年4月3日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者（廃止前のもの）  
名 称 原信春日新田店  
所在地 上越市春日新田2丁目2116-1 外  
設置者 株式会社原信
- 2 店舗面積の合計  
（変更前）2,064平方メートル  
（変更後） 0平方メートル
- 3 廃止（大規模小売店舗立地法第3条第1項に定める基準面積以下）となる年月日  
令和元年11月17日
- 4 廃止しようとする理由  
閉店のため
- 5 届出年月日  
令和8年3月9日